

令和3年度（2021年度）都道府県・政令指定都市 修学旅行実施基準概要一覧

<小学校・中学校・高等学校・特別支援学校>

【都道府県】

◆北海道

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
				(A) 宿泊研修（宿泊を伴う集団活動を主とするもの）	(B) 見学旅行（現地での見学や体験を含める学習活動を主とするもの）			
小	市町村教育委員会の定める基準による					(A)(B) 共通 (1) 3名まで2名、10名まで3名、40名まで4名、以降40名までごとに1名加算	市町村教育委員会の定める基準による	
中	市町村教育委員会の定める基準による					(2) (1)の引率者数に実施学級数が3～4は1名、5～6は2名、7学級以上は3名加算	市町村教育委員会の定める基準による	
高	(A) 2泊3日以内 (B) 5泊6日以内 ☆(海外) 4泊5日以内	予算の範囲内とし、必要最小限度とする	(A) 在学中に1回実施することができる (B) 最終学年又はその前年度	100%	(A) は最寄りのところ (B) 日本国内。ただし、海外での諸活動を通じて国際的視野を養うなど実施のねらいが明らかで、生徒の安全が確保されるものについては、旅行先を海外とすることを認める	(A)(B) 共通 (1) 20名まで3名、40名まで4名、以降40名までごとに1名加算 (2) (1)の引率者数に実施学級数が4～5は1名、6～7は2名、8学級以上は3名加算	車船中泊2泊以内 海外の場合、ねらいが明らかで生徒の安全が確保されるものについて認める 事前に教育長と協議する	
特別支援学校	小	(A) 1泊2日以内 (B) 1泊2日以内	予算の範囲内とし、必要最小限度とする	(A) 見学旅行実施の時期との関連を考慮し、各学校で定める (B) 最終学年	100%	(A) は最寄りのところ (B) は全行程500km程度	3名まで4名、5名まで5名、7名まで6名、9名まで7名、以降7名ごとに1名重複、訪問、肢体不自由の生徒は2倍 知的障害高等部生活科生徒は1.3倍で算出	(A)(B) 車船中泊は避ける
	中	(A) 1泊2日以内 (B) 3泊4日以内	予算の範囲内とし、必要最小限度とする		100%	(A) は最寄りのところ (B) は全行程1200km程度		(A) 車船中泊は避ける (B) 車船中泊は1泊にとどめる
	高	高等学校の基準に準拠する						

◆青森県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村立は市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村立は市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	規定なし	在学期間中1回	原則として全員参加	規定なし	次のア・イの合計数 ア.参加生徒数を30で除して得た数(1未満の端数は切上) イ.参加生徒数を150で除して得た数(1未満の時は1、1以上で1未満の端数は切捨)	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない
高	5泊6日以内 (教育委員会が認めた場合は、6泊7日以内ができる)	規定なし	在学期間中1回	原則として70%以上	規定なし		
特別支援学校	小	2泊3日以内	規定なし	在学期間中1回	原則として全員参加	規定なし	障害の程度により弾力的に対応
	中	3泊4日以内	規定なし	在学期間中1回	原則として全員参加	規定なし	障害の程度により弾力的に対応
	高	高の基準に準ずる	規定なし	在学期間中1回	高の基準に準ずる	規定なし	障害の程度により弾力的に対応

◆岩手県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	95,000円以内	在学中1回	原則として全員参加	国内とする	学級数に1.5を乗じた数+1名	
高	国内：5泊6日以内 海外：5泊6日以内	旅費 95,000円以内 地域的事情により県内移動に係る交通費の割合が大きく、上限額を超える場合は保護者の経済的負担が過重にならないよう十分配慮する 海外は、保護者の経済的負担が過重にならないよう十分配慮する	在学中1回	原則として全員参加	旅行先(目的地)を限定しないものとする	学級数に2.0を乗じた数	海外は、実施1年前までに教育委員会と協議する
特別支援学校	小	旅費 95,000円以内 地域的事情により県内移動に係る交通費の割合が大きく、上限額を超える場合は保護者の経済的負担が過重にならないよう十分配慮する	在学中1回	原則として全員参加	県内及び近隣県	児童及び生徒4名につき、それぞれ1名、さらに児童及び生徒8名につき1名教員又は寄宿舎指導員等を加える	児童生徒の状況に応じて保護者等が同行する場合もある
	中		在学中1回	原則として全員参加	国内とする		
	高	旅費 95,000円以内 地域的事情により県内移動に係る交通費の割合が大きく、上限額を超える場合は保護者の経済的負担が過重にならないよう十分配慮する 海外は、教育委員会と協議する	在学中1回	原則として全員参加	旅行先を限定しないものとする		

◆宮城県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	2泊3日以内	55,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	40名以下2名、40名超は20名につき1名加算	
高	4泊5日以内 海外も同じ	国内 91,000円 海外 162,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	40名以下2名、40名超は20名につき1名加算	車船中泊は行わない 海外修学旅行は県教委と事前協議の上、前年度9月30日までに計画書を提出し、教育長の承認を受ける
特別支援学校	小	22,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	児童生徒の実態に応じた数	車船中泊は行わない
	中	55,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	児童生徒の実態に応じた数	車船中泊は行わない
	高	国内 91,000円 海外 162,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	児童生徒の実態に応じた数	海外修学旅行は、県教委と事前協議の上、前年9月30日までに計画書を提出し、教育長の承認を受ける

※赤字は、前年度からの変更点

◆秋田県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日 車船泊は1泊以内 海外修学旅行の場合は4泊5日以内	保護者の負担の軽減を考慮し、目的達成の必要最小限の額になるように配慮する	最終学年または前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	引率教員は少なくとも2名とし、参加者多数の場合は生徒数を30で除した商(端数切り上げ)に1を加えた数とする 外に校長又は校長の命ずる学校を代表する教員1名を引率責任者として加える (中学校は「加えることができる」)	航空機利用を認める。 海外修学旅行は出発予定日の1年前までに計画書を提出し、教育長の承認を受ける
高	4泊5日以内 車船舶は1泊以内 ※海外修学旅行の場合は5泊6日以内		在学中1回	原則として全員参加	規定なし		
特別支援学校	小	目的の達成と、保護者の経済的負担を考慮して、各学部において適切な額となるように配慮する	最終学年または前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	児童生徒の実態に応じた適切な数(養護教諭又はこれに代わる者を含める) + 責任者1名	航空機の利用を認める
	中		最終学年または前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし		航空機の利用を認める
	高		最終学年または前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし		航空機の利用を認める 海外修学旅行は出発予定日の1年前までに計画書を提出し、教育長の承認を受ける

◆山形県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 海外は、4泊5日以内	国内は、内陸95,000円を目安、庄内98,000円を目安 海外は、120,000円を目安	規定なし	原則として全員参加	国内 特に規定なし 海外 特に規定なし	限定無し	航空機利用を認める主な条件 ・航空機の利用の必要性が認められること ・参加生徒及び保護者の同意が得られること ・欠航等の緊急時の対策が講じられること 海外修学旅行の計画に当たっては、事前に教育委員会と協議する
特別支援学校	小	高の基準に準ずる (保護者の過重負担にならないように配慮すること)	規定なし	原則として全員参加	特に規定なし	規定なし	
	中		規定なし	原則として全員参加	特に規定なし	規定なし	
	高		規定なし	原則として全員参加	特に規定なし	規定なし	

◆福島県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小	市町村教育委員会の定めた基準による							
中	市町村教育委員会の定めた基準による							
県立中	4泊5日以内	保護者の負担過重にならないよう配慮する	規定なし	原則として全員	制限なし	1～3学級 学級数+2名、4～7学級 学級数+3名、8学級以上 学級数+4名		
高	4泊5日以内	保護者の負担過重にならないよう配慮する	規定なし	原則として全員	制限なし	全日制：1～3学級 学級数+2名、4～7学級 学級数+3名、8学級以上 学級数+4名 定時制・通信制：参加人数÷30+2を原則とする	修学旅行実施届けを実施2ヶ月前までに教育長あてて提出する 海外については実施10ヶ月前までに旅程表及び見積り表を添付の上で、修学旅行実施計画書を教育長あてて提出する	
特別支援学校	小	日帰りを原則 実情により1泊2日も可	日帰りは20,000円以内 ※超過するときは、保護者に説明し、負担過重にならないようにする	規定なし	原則として全員	国内は制限なし 海外は近隣諸国	原則として参加児童生徒数の3分の2以内で少数第1位を切り上げた人数以内 重複障がい学級（訪問学級を含む）については参加児童生徒数に3人を加えた人数以内	国内：実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教育長あてて提出する 障がいの状況に応じて、保護者の付き添い有り 海外：実施10ヶ月前までに修学旅行実施計画書を教育長あてて提出し、実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教育長あてて提出する
	中	2泊3日以内を原則 実情により3泊4日も可	2泊3日までは54,000円以内 ※超過するときは、保護者に説明し、負担過重にならないようにする	規定なし	原則として全員			
	高	4泊5日以内	国内102,000円以内 ※超過するときは、保護者に説明し、負担過重にならないようにする	規定なし	原則として全員			

※赤字は、前年度からの変更点

◆茨城県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日以内	保護者の過重な負担とならないよう留意する	原則として最終学年(小6)	保護者の理解と協力を得て、原則として全員が参加できるよう計画する。	目的及び実施計画の策定に記述された内容等に照らして、学校の実態を踏まえ、十分に調査研究した上で選定する	当該学年の学級数を基準として、それに学校の実態に応じた必要と認められる人数を加える 全体の責任者として、校長又は校長の指定する教員が参加するとともに、養護教諭又はこれに代わる教員を参加させることが望ましい	航空機利用可
中	2泊3日以内	保護者の過重な負担とならないよう留意する	原則として最終学年(中3)	保護者の理解と協力を得て、原則として全員が参加できるよう計画する。			航空機利用可
高	4泊5日以内 海外は4泊5日以内	極力節約し、保護者の負担軽減を図る	全日制は2年又は3年 定時制は3年又は4年	大多数が参加できるものでなければならない	各学校が、実施目的及び実施計画の趣旨に基づき、十分な調査研究をした上で決定する	おおむね30名に1名の割合	航空機利用可 海外修学旅行は国内修学旅行に準ずる 実施に当たっては1年前までに高校教育課と協議する
特別支援学校	小	1泊2日以内	最終学年またはその前学年	当該学年在籍児童生徒数の大多数が参加するものでなければならない	小に準じる	おおむね参加児童生徒2人に1名の割合	
	中	2泊3日以内	最終学年またはその前学年		中に準じる		
	高	4泊5日以内 海外は4泊5日以内	最終学年またはその前学年		高に準じる		航空機利用可 海外修学旅行を認める 実施に当たっては国内修学旅行に準ずる 実施の場合は1年前までに特別支援教育課と協議する

※赤字は、前年度からの変更点

◆栃木県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中	市町教育委員会の定める基準による						
県立中	4泊5日以内	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする	第2学年9月以降又は第3学年	原則として全員参加	国内	生徒20名に対し、1名以上の割合とする また、やむを得ない場合を除き、校長または教頭が参加する 養護教諭またはこれに代わる者が必ず同行するものとする	
高	4泊5日以内	なお、修学旅行の経費の上限については教育委員会が別に指示する	全日制は、第2学年9月以降又は第3学年 定時制・通信制は、第3年次以降とする	原則として全員参加	規定なし		海外を認める 計画する場合、実施30日前までに教育長に申請し、承認を受ける
特別支援学校	小	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする なお、修学旅行の経費の上限については教育委員会が別に指示する	第5学年9月以降又は第6学年	原則として全員参加	国内	児童生徒の障害の状況に応じた適正な数とする また、やむを得ない場合を除き、校長または教頭が参加する 養護教諭またはこれに代わる者が必ず同行するものとする	
	中		第2学年の9月以降又は第3学年	原則として全員参加	国内		
	高		4泊5日以内	第2学年9月以降又は第3学年	原則として全員参加		規定なし

◆群馬県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小	市町教育委員会の定める基準による							
中	市町教育委員会の定める基準による							
高	国内は、120 時間以内 海外は、144 時間以内	国内は、方面別標準額を定める 海外は、規定なし (適切な額)	全日制は原則として 2 年以上 定時制は原則として 3 年以上	全日制は、在籍数の 80%以上 定時制は、70%以上	国内は、日本全域 海外は、近隣のア ジア諸国	(1)1 学級に対して、1 名ないし 2 名の比率とする。ただし、1 学級で実施する場合及び海外修学旅行を実施する場合はその合計人数に 1 名を加えることができる	航空機及び船舶の利用を認める 主な条件 (1) 目的を達成するための交通手段として必要がある場合 (2) 参加生徒及び保護者の同意が得られていること (3) 欠航等の緊急事態に十分対応できる方策が講じられていること	
特別支援学校	小	1泊2日	高校と同様	原則として6学年	国内は、日本全域 海外は、近隣のア ジア諸国	(2) 宿泊を要する修学旅行にあつては、引率責任者は原則として校長、副校長又は教頭とし、上記の引率指導者の数の枠外とする		
	中	2泊3日以内	高校と同様	原則として3学年		在籍数の90%以上 (視聴・聴覚・肢体・病弱・特別支援学校は70%以上)		(3) 養護教諭又は養護助教諭が同行する場合及び特別支援学校における修学旅行で、重度障害の児童生徒が参加するため、特に必要とされる引率者はそれぞれの引率指導者の数に加えることができる
	高	高校と同様	高校と同様	原則として2年以上		在籍数の80%以上 (視聴・聴覚・肢体・病弱・特別支援学校は70%以上)		(4) 教育長は、特に必要と認めるときは(1)～(3)とは別に定める人数を加えることができる
市立特別支援学校は市教育委員会の定める基準による								

※赤字は、前年度からの変更点

◆埼玉県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日以内	目的の達成と保護者の経済的負担を考慮し、適正な額とする	最終学年又はその前学年	85%を下らない	規定なし	児童生徒 15～30 人に対し教員 1 名 ただし、引率責任者・学校医及び養護担当教員は別枠とする	実時間 72 時間の範囲で車中泊 1 泊増可
中	2泊3日以内 (72 時間以内)		最終学年又はその前学年	85%を下らない	規定なし		
高	4泊5日以内 (120 時間以内)	国内修学旅行は 95,000 円 海外修学旅行は 100,000 円 (外国語科等設置校等国際交流に特色があると県教育委員会が認めた学校については 130,000 円)以内	在学中 1 回に限り中・高学年において実施する	70%を下らない	国内及び海外とする 海外旅行の実施については埼玉県立高等学校修学旅行実施要項に定める	生徒 15～30 人に対し教員 1 名 ただし、引率責任者及び保健責任者は別枠とすることができる	航空機の利用条件 ①あらかじめ参加生徒数及び保護者の同意を得る事 ②緊急事態に対応できる方策を予め講じておくこと
特別支援学校	小	小に同じ	最終学年又はその前学年	85%を下らない	規定なし	児童生徒 5 人に対して教員 1 名 但し引率責任者・学校医及び養護担当教員は別枠とする	実時間 72 時間の範囲で車中泊 1 泊増可
	中	中に同じ	最終学年又はその前学年	85%を下らない	規定なし		
	高	高に同じ	目的の達成と保護者の経済的負担を考慮し、95,000 円以内	在学中 1 回限り中・高学年において実施する	70%を下らない	国内及び海外とする 海外旅行の実施については、埼玉県立高等学校修学旅行実施要項に定める	生徒 5 人に対し教員 1 名 ただし、引率責任者及び保健責任者は別枠とする

◆千葉県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小	市町村町教育委員会の定める基準による							
中	市町村町教育委員会の定める基準による							
高	4泊5日以内 海外の場合も同じ	保護者の経済的負担を十分考慮してその軽減に努力する	規定なし	全日制80%以上 定時制70%以上	日数の範囲内で、ゆとりある日程を十分把握し選定する 海外の旅行先は、政情の安定した近隣諸国とする	学級数×1.5+2名+(1)名 (1)名とは8学級以上の学校の修学旅行実施に適用	海外修学旅行については、実施日の前6ヶ月までに県教育委員会に実施承認申請書を提出し、承認を受けなければならない	
特別支援学校	小	1泊2日以内	保護者の経済的負担を十分考慮してその軽減に努力する	規定なし	原則として全員参加 教育効果を高め、ゆとりある日程が組めるよう、交通機関、宿泊地等の状況を十分把握したうえで選定する	児童・生徒3人につき1人+引率責任者を原則とする	・医師、看護師の同行については「県立特別支援学校修学旅行安全対策事業実施要項」による ・航空機利用は前年度中に県教育委員会と協議する ・海外修学旅行については実施日の前6ヶ月までに県教育委員会に実施承認申請書を提出し、承認を受けなければならない	
	中	2泊3日以内		規定なし				原則として全員参加
	高	3泊4日以内		規定なし				原則として全員参加

◆東京都

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)		
小	区市町村の基準による								
中	区市町村の基準による								
高	国内3泊4日 海外120時間以内	国内86,000円以内(税抜) 海外115,000円以内(税抜) ただし燃油特別付加運賃、渡航手続き費用、その他の個人的経費を除く	最高学年又はその前年の9月1日以降	原則として全ての生徒が参加できるように計画すること	治安、衛生が担保とされているとともに交通機関が整備されており、修学旅行のねらいが達成できる地域	規定なし	・小笠原諸島への修学旅行のガイドライン (1) 実施時間 実施時間の上限「96時間」に、小笠原との往復の船に要する時間を含めない (2) 船中泊：2泊まで認める (3) 船内における生徒の体験活動のプログラムを用意すること ・体験型修学旅行等における民家等への分宿 (1) 修学旅行等の体験学習において、その目的を達成する上で、民家等への分宿が不可欠である場合についてのみ分宿とすること (2) 現地の斡旋団体と十分に確認する。 (3) 教員は2名以上の単位で分散して宿泊すること		
特別支援学校	小	日帰り	6年	原則として全ての児童、生徒が参加できるように計画すること	規定なし	規定なし	船車中泊は原則として認めない 船舶利用については、利用申請書を作成し学校経営支援センターと協議する		
	中	72時間以内	3年					規定なし	肢体不自由 2(生徒)=1(引率者)
	高	96時間以内	最高学年又はその前年の9月以降					規定なし	肢体不自由以外 2.5(生徒)=1(引率者)

◆神奈川県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 海外は、5泊6日以内 (144時間以内)	保護者の経済的負担を 十分考慮した適切な額	在学中	全日制：80%以上 定時制：60%以上 通信制：事前協議	海外修学旅行においては、政 情が安定し受け入れ体制の整 った国、地域を選定すること	学級数×1.2+2名	実施3ヶ月以前に宿泊旅行実施届により届け出る 海外修学旅行においては、海外修学旅行実施計画書を 実施6ヶ月前までに教育長に提出し協議を行う
特別 支援 学校	小	適切な額 保護者の経済的負担を 十分考慮する	最終学年	原則として80%以上	規定なし	引率指導教員基準数は(2+係数×参加児童・生徒 数)名とする(小数点以下は切り捨て) なお、係数については、別表のとおりとする ただし、引率指導教員の数は参加児童・生徒の実態 を考慮して、校長の責任において適切な人数を配置 することができるものとする なお、引率指導教員の中には、養護教諭または保健 衛生に心得のある者を含めるものとする また、引率責任者として校長、副校長、教頭のい ずれかが加わることが望ましい	長時間の鉄道、バス、船舶の利用について慎重に行う 実施日6ヵ月以前概要、1ヶ月以前に届けを提出し、 実施後2週間以内に報告を提出する
	中		規定なし	原則として80%以上	規定なし		
	高		3泊4日以内 但し航空機利用の場 合は、2泊3日以内	規定なし	原則として80%以上		
	市立特別支援学校は、市教育委員会の定める基準による						

	小学部	中学部	高等部	県立高等学校に設置 している分教室
視聴覚生涯教育部門	0.5	0.5	0.5	
聴覚障害教育部門	0.3	0.3	0.3	
知的障害教育部門	0.5	0.5	0.4	0.2
肢体不自由教育部門	0.9	0.9	0.9	
病弱教育部門	0.5	0.5	0.4	

◆新潟県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	県立中等教育学校前期課程については、第1学年及び第2学年は日帰りとし、第3学年は2泊3日以内とする 第2学年にあつては、あらかじめ委員会の承認を得て、宿泊を要する修学旅行を行うことができる						
高	5泊6日以内	基準は定めていないが、低廉にすること	在学中1回	規定なし	海外も含め、旅行範囲について特に限定しない	1学級につき3人を基準に、1学級を増すごとに1～2人増す	航空機の利用を認める
特別支援学校	小	県立：日帰り 小6に限り1泊2日 小5は承認を得て宿泊可 市立：市教育委員会の定める基準による		泊を伴う修学旅行は 在学中1回			1学級 5人 2学級 6人 3学級 7人
	中	県立：中1、中2は日帰り、中3は2泊3日以内、中2は承認を得て宿泊可 市立：市教育委員会の定める基準による		泊を伴う修学旅行は 在学中1回			4学級 9人 5学級 10人 6学級 11人
	高	県立：高校と同じ 市立：市教育委員会の定める基準による					

◆富山県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	集団宿泊学習は4泊5日以内	規定なし	全学年	規定なし	県内及び隣県	校長（又は校長の命ずる者）＋学校医（若しくは養護教諭等）1名＋1学級あたり教師2名（ただし、必要があるときは、事前に市町村教育委員会の承認を得て、引率する教師数を決定する）	市町村教育委員会の定めによる
中	原則3泊4日以内	規定なし	最上学年もしくはその前学年	全員参加を建前とする	規定なし	30名につき1名＋校長（又は教頭）＋学年主任＋養護教諭＋生徒指導主事（特別支援学級の生徒が参加する場合、特別支援学級担任が参加する）	市町村教育委員会の定めによる なお、車中泊を含める場合は、なるべく帰路とし、1回に限る
高	4泊5日以内 海外の場合も同じ	過重とならないよう配慮すること	規定なし	規定なし	規定なし	60名までは2名、それ以上は、超過する人数が30名に達するまでごとに1名を増す 海外の場合には1名を増すことができる	海外修学旅行の計画は教育委員会と事前協議する 又協議の上、日数を延ばすことができる
特別支援学校	小	1泊2日以内	規定なし	規定なし	規定なし	障害の状態、日程、参加者数に応じて	実施について 各学校に一任している
	中	3泊4日以内	規定なし	規定なし	規定なし	障害の状態、日程、参加者数に応じて	実施について 中学校修学旅行実施基準に準ずる
	高	4泊5日以内	規定なし	規定なし	規定なし	障害の状態、日程、参加者数に応じて	実施について 高等学校修学旅行実施基準に準ずる

※赤字は、前年度からの変更点

◆石川県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	原則として宿泊を要する旅行は実施しないこと ただし、在学中1回のみ1泊2日までのものは実施して差し支えない	積立金によることを原則とする	在学中1回までとし、 最上学年とする	80%以上	県内	児童・生徒数30名までは2名、更に30名増すごとに1名を加えた数	
中	3泊4日以内	積立金によることを原則とする	在学中1回までとし、 最上学年又はその前学年とする	80%以上	国内	児童・生徒数30名までは2名、更に30名増すごとに1名を加えた数	車(船)中泊は1回までとする
高	4泊5日以内	積立金によることを原則とする	在学中1回までとし、 最上学年又はその前学年とする	80%以上	規定なし 海外修学旅行の場合は、 韓国など近隣諸国とする	児童・生徒数30名までは2名、更に30名増すごとに1名を加えた数	車(船)中泊は1回までとする
特別支援学校	小	小に準ずる	小に準ずる	小に準ずる	小に準ずる	児童・生徒数5人につき1人を基準とする	小に準ずる
	中	中に準ずる	中に準ずる	中に準ずる	中に準ずる	児童・生徒数5人につき1人を基準とする	中に準ずる
	高	高に準ずる	高に準ずる	高に準ずる	高に準ずる	児童・生徒数5人につき1人を基準とする 海外修学旅行にあつては、県教育委員会事務局学校指導課と協議の上、決定するものとする	高に準ずる

※赤字は、前年度からの変更点

◆福井県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中	市町教育委員会の定める基準による 県立高志中学校は県教育委員会の定める基準による						
高	110時間以内	保護者の経済的負担を考慮し、必要最小限度の額とする	最上学年又はその前学年	全員参加を基本とする やむを得ない事情で不参加がある場合でも85%以上の参加を原則とする	原則として国内とする 目的やねらいによっては旅行地を海外に求めることもできる (県教委との事前協議)	少なくとも2名以上、参加者が多い場合は、生徒30名につき1名を標準とする	<ul style="list-style-type: none"> 長時間のバス利用については、児童生徒の疲労等を考慮し、慎重に行う 夜行の交通機関の利用にあつては、1回を限度とする 航空機の利用にあつては、関係者の十分な理解を得ること
特別支援学校	小	保護者の経済的負担を考慮し、必要最小限度の額とする	最上学年又はその前学年	児童生徒の実情を勘案して実施する	原則として国内とする なお修学旅行の目的やねらいによっては、旅行地を海外に求めることもできる	盲・ろう学校：4人に1人 特別支援学校：3人につき1人	
	中		最上学年又はその前学年	児童生徒の実情を勘案して実施する			
高	82時間以内		最上学年又はその前学年	児童生徒の実情を勘案して実施する			

※赤字は、前年度からの変更点

◆山梨県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小	市町村教育委員会の定める基準による							
中	市町村教育委員会の定める基準による							
高	5泊6日以内	規定なし	全日制2年又は3年 定時制3年又は4年	原則として80%以上	規定なし	30人につき1人をくぐってはならない +引率責任者	車船機中泊は、いずれか1回を原則とする	
特別 支援 学校	小	2泊3日以内	規定なし	原則として最高学年	原則として80%以上	近接都県	4人につき1人をくぐってはならない +引率責任者	車船機中泊は行ってはならない
	中	3泊4日以内	規定なし	原則として最高学年	原則として80%以上	関東・中部・近畿	4人につき1人をくぐってはならない +引率責任者	車船機中泊は行ってはならない
	高	5泊6日以内	規定なし	原則として最高学年	原則として80%以上	高校に準ずる	6人につき1人をくぐってはならない +引率責任者	車船機中泊は、いずれか1回に限り行うことができる

◆長野県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小	1泊2日以内	家庭の経済的負担を考慮し、費用の節減を図る	6年	100%	はなはだしく遠隔地を避ける	学級数×2+2		
中	2泊3日以内	家庭の経済的負担を考慮し、費用の節減を図る	3年	100%	規定なし	学級数×2+2		
高	3泊4日 海外は3泊4日を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の節減を図る 費用は11万円を上限とする(海外は国内旅行の2割増程度)	最高学年又はその前学年(後期)	100%	規定なし	20~30名につき1名	海外旅行は1年前までに県教委に相談する 実施2ヶ月前までに「修学旅行実施計画表」を県教委に提出する	
特別 支援 学校	小	1泊2日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の節減を図る	6年	原則として全員参加	規定なし	学級数×2+2名	
	中	2泊3日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の節減を図る	3年	原則として全員参加	規定なし	学級数×2+2名	
	高	3泊4日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の節減を図る	最高学年又はその前学年(後期)	原則として全員参加	規定なし	学級数×2+2名	国内の航空機利用については、実施2ヶ月前までに提出する「修学旅行実施計画書」に「航空機利用計画」を記載しておくこと

◆岐阜県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日以内	規定なし	規定なし	原則として全員とする	規定なし ただし、海外は当該市町村教育委員会および、教育事務所とあらかじめ協議する	20名につき1名、別に責任者1名 (分校参加については、教諭1名)	車船中泊はしない
中	原則として2泊3日以内	規定なし	規定なし	原則として全員とする	規定なし ただし、海外は当該市町村教育委員会および、教育事務所とあらかじめ協議する	25名につき1名、別に責任者1名	車船中泊は1泊とみなす
高	国内外ともに、原則として3泊4日以内	必要最小限の額とする	規定なし	原則として全員とする	教育的見地に立ち、ねらいが十分達成できるような目的地 海外はあらかじめ県教委と協議すること	30名につき1名、別に責任者2名	車船中泊はできるだけ避けることとし、やむをえず行う場合は1泊とみなす 航空機の利用については、学校において慎重に検討するものとする
特別支援学校	小	1泊2日以内	規定なし	原則として全員とする	規定なし ただし、海外は当該市町村教育委員会および、教育事務所とあらかじめ協議する	5人につき責任者・教諭・寄宿舎指導員各1名	車船中泊はしない
	中	原則として2泊3日以内	規定なし	原則として全員とする	規定なし ただし、海外は当該市町村教育委員会および、教育事務所とあらかじめ協議する		車船中泊は1泊とみなす
	高	国内外ともに、原則として3泊4日以内	必要最小限の額とする	原則として全員とする	教育的見地に立ち、ねらいが十分達成できるような目的地 海外はあらかじめ県教委と協議すること		車船中泊はできるだけ避けることとし、やむをえず行う場合は1泊とみなす 航空機の利用については、学校において慎重に検討するものとする

◆静岡県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日～3泊4日程度	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ること	規定なし	事前に児童生徒一人一人の健康状態を調査し、心配のある者の参加については十分配慮すること	限定なし	原則として1学級2人以内とし、これに児童生徒に対する救急処置及び救急体制に関する業務のできる者又は養護教諭並びに責任者を加えた人数とする	規定なし
中	1泊2日～3泊4日程度	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ること	規定なし	事前に児童生徒一人一人の健康状態を調査し、心配のある者の参加については十分配慮すること	限定なし	原則として1学級2人以内とし、これに児童生徒に対する救急処置及び救急体制に関する業務のできる者又は養護教諭並びに責任者を加えた人数とする	規定なし
高	規定なし	保護者の経済的負担を考慮して、各学校が定める適正な額とする	規定なし	原則として当該学年生徒全員	限定なし	原則として、引率責任者、養護教諭(又はこれに準ずる教員)各1人、及び1学級につき教員2人とする	車船中泊：生徒の健康・安全の確保に配慮し、全体として無理のない旅行計画を作成するよう努める 海外修学旅行、航空機利用：保護者の十分な理解・同意が得られるようにする
特別支援学校	小	1泊2日以内	6年を原則	疾病等やむを得ない理由で参加が困難な児童生徒以外は全員参加を原則とする	児童生徒の実態を考慮し、教育的効果が上がる場所を選定する	引率者数は、該当学年の担任、引率責任者及び児童生徒の健康・安全に関わる教員を加えた人数を基準とする ただし、参加児童生徒の実態や人数によって増減を考慮する	航空機利用及び車船中泊は認めない
	中	2泊3日以内	最上学年又はその前年の9月以降				航空機利用及び車船中泊は認めない
	高	4泊5日以内	最上学年又はその前年の9月以降				車船中泊1泊以内 航空機利用可、航空機利用の場合は安全対策を明記し実施計画書に添付して届け出る

◆愛知県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小・義前	1泊2日以内	保護者の負担を考えてその軽減に努める	最上学年	100%	施行地を定めない			
中・義後	2泊3日以内	保護者の負担を考えてその軽減に努める	最上学年	100%	施行地を定めない	校長等の引率責任者1名及び別途定める区分による教員数を標準とする また、このほか養護教員等の保健担当者1名を加えることができる		
高	3泊4日以内 海外は4泊5日以内	上限80,000円程度(消費税含む) 海外は上限125,000円程度(消費税含む)	最上学年又はその前学年	全員参加を原則とし、80%を下らないものとする	限定しない、海外の場合、現地事情等について十分な調査と検討を行った上で選定する		車船中泊は1泊まで可(ただしバス車中泊は不可) 海外修学旅行を実施する場合、立案の段階で1年前までに県教委の指導をうける	
特別支援学校	小	小・義前の基準に準ずる	小・義前の基準に準ずる	小・義前の基準に準ずる	全員参加を原則とし、80%を下らないものとする	郷土を中心とした近隣府県の範囲	校長等引率責任者1名 盲・知肢病 小3人につき1名 中・高4人につき1名	
	中	中・義前の基準に準ずる	中・義前の基準に準ずる	中・義前の基準に準ずる		中部・近畿及び関東地方の範囲	ろう	小4人につき1名 中5人につき1名 高6人につき1名
	高	高の基準に準ずる	高の基準に準ずる	高の基準に準ずる		高の基準に準ずる	このほか保健担当者1名を加えることができる 重度・重複障害の児童生徒が参加する場合は、その事情を勘案して引率教員を増やすことができる	

※赤字は、前年度からの変更点

◆三重県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中	市町教育委員会の定める基準による						
高	生徒の健康及び安全面等に十分配慮し、適切に定める	目的の達成と保護者の経済的負担を考慮した適正な額を、校長が定める	各校の全学年を通じた教育計画に位置づけた学年で実施する	できるだけすべての生徒が参加するように配慮する	国内規定なし いたずらに遠隔地を選ぶことなく学習目的に即応した適地を選ぶ 海外修学旅行の実施にあたっては学校、学科、コースの特色との関連を考慮し、効果的な国際理解教育等ができる目的地を選定する 海外旅行については、国際交流や国際理解等に係る教育活動と位置づけ、特に実施のねらい、教育的意義を明確にして実施するものとする	校長、教頭もしくはそれにかわる責任者のほか、少なくとも当該参加学年の学級担任教員及び養護教諭等が引率者として参加するものとする	海外修学旅行を実施しようとする時は、実施1年前までに県教委と協議するものとする
特別支援学校	小	34,700円以内	各校の全学年を通じた教育計画に位置づけた学年で実施	できるだけ児童又は生徒が参加するように配慮する	児童又は生徒の学習効果の向上を図るとともに、その健康及び安全の保持に配慮する	校長、教頭もしくはそれにかわる責任者のほか、少なくとも当該参加学年の学級担任教員及び養護教諭等が引率者として参加するものとする	
	中	59,800円以内					
	高	69,200円以内					

◆滋賀県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
小・中 県立	3泊4日以内 国内航空機利用の場合は 最大2泊3日	全員参加できる程度の額	在学中1回とし、最上級学年 またはその前年に実施するものとする	全員参加を原則とする	規定なし	1学級につき教職員1.5～2名とし、学校の実態、旅行の形態などを考慮して決定する	
高	4泊5日以内 航空機利用は3泊4日以内 海外は4泊5日以内	全員参加できる程度の額	在学中1回とし、最上級学年 またはその前年に実施するものとする	全員参加を原則とする	海外については教委と協議	1学級につき教職員1.5～2名とし、学校の実態、旅行の形態などを考慮して決定する	
特別支援学校	小	児童生徒が全員参加できる程度の額であること、経費の総額は交通費(実績)の2倍を基準額とする	在学中1回とし、最上級学年 またはその前年に実施するものとする	全員参加を原則とする	規定なし	児童生徒3名につき教職員1名とする ただし、参加児童生徒が3人以下の場合でも、少なくとも2人とする 重度の障害児童生徒の場合はこの限りでない	
	中			全員参加を原則とする	規定なし		
	高			全員参加を原則とする	規定なし		

※赤字は、前年度からの変更点

◆京都府

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	各市町村(組合)教育委員会の定める基準による		6年	全員参加が原則	規定なし	生徒の健康安全に十分配慮した計画とすること	市教育委員会規定あり
中	各市町村(組合)教育委員会の定める基準による		2年～3年	全員参加が原則	規定なし		市教育委員会規定あり
高	原則として4泊5日以内 海外6泊7日以内	保護者の負担が過重にならない範囲	規定なし	全員参加が原則	規定なし		海外へ場合は事前に府教委と協議
特別支援学校	小	小に準拠	小に準拠	全員参加が原則	規定なし	児童生徒の実態による	小の基準に準じる
	中	中に準拠	中に準拠	全員参加が原則	規定なし	児童生徒の実態による	中の基準に準じる
	高	高に準拠	高に準拠	全員参加が原則	規定なし	児童生徒の実態による	高の基準に準じる

※赤字は、前年度からの変更点

◆大阪府

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	府教育委員会、市町村教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 ただし、海外は、やむを得ない事情で4泊5日を超えて実施する場合は協議すること	保護者の過重な負担にならないよう節約に努めること(徴収に当たっては一時に過重な負担にならないよう配慮する)	修業年限が3年の課程は2学年以降、4年の課程は3学年以降	原則として全員参加	国内は規定なし 海外は効果的な国際理解教育が実施できる条件を備えていること	規定なし	往復の車船中泊はできるだけ避ける 航空機利用は認める
特別支援学校	小	1泊2日以内	最終学年	全員の参加を原則とする	国内は規定なし 海外は効果的な国際理解教育が実施できる条件を備えていること	規定なし	往復の車船中泊はできるだけ避ける 航空機利用は認める
	中	3泊4日以内	最終学年	全員の参加を原則とする		規定なし	
	高	4泊5日以内 ただし、海外は、やむを得ない事情で4泊5日を超えて実施する場合は協議すること	第2学年以降	全員の参加を原則とする		規定なし	

◆兵庫県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町組合教育委員会の定める基準による						
中	市町組合教育委員会の定める基準による						
高	6泊7日以内 海外も同じ	80,000円程度 海外は3割増程度	規定なし	規定なし	規定なし 海外も認める	全日制(参加生徒25名につき1名) 定時制・通信制(参加生徒20名につき1名)	航空機の利用を認める 夜行バスの利用は避ける
特別支援学校	小	1泊2日以内	20,000円	規定なし	原則として全員参加	原則として、視覚特別支援学校にあっては、両目の視力の和が0.01以下の児童生徒2名につき1名 その他の児童生徒4名につき1名とする 聴覚特別支援学校にあっては児童生徒4名につき1名とし、その他特別支援学校にあっては児童生徒3名につき1名とする	所要時間は、児童生徒の実態に十分配慮し、所要経費については保護者の過重な負担にならないよう留意する 夜行バスの利用は避ける
	中	2泊3日以内	47,000円	規定なし	原則として全員参加		
	高	4泊5日以内 海外は7日以内	80,000円程度 海外は3割増程度	規定なし	原則として全員参加		

◆奈良県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 海外も同じ	国内80,000円以内(税別) 海外は、県教育委員会と協議	ほとんど2年で実施している	全員参加を原則とする	指定せず	なし	航空機の利用を認める 海外については、1年前までに事前協議が必要
特別支援学校	小	1泊2日以内	20,000円以内(税別)	6年	全員参加を原則とする	指定せず	児童生徒の実態に応じて決定する
	中	2泊3日以内	50,000円以内(税別)	3年	全員参加を原則とする	指定せず	児童生徒の実態に応じて決定する
	高	4泊5日以内 海外も同じ	80,000円以内(税別)	2年又は3年	全員参加を原則とする	指定せず	航空機の利用を認める 海外については、1年前までに事前協議が必要

◆和歌山県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	設置する教育委員会の定める基準による						
中	設置する教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 海外も同じ	74,000円を上限とする (海外の場合は、国内の2割増程度とする)	規定なし	全員参加を原則とする	日本国内 海外の場合は近隣のアジア地域	特に規定なし	原則として車・機中1泊まで 航空機利用を認める 国内修学旅行は実施1か月前までに、実施計画書に関係資料を添付の上、教育長に届け出る 海外修学旅行等は実施3ヶ月前までに、実施計画書に関連資料を添付の上、教育長に届け出る
特別支援学校	小	小の基準に準ずる	小の基準に準ずる	規定なし	全員参加を原則とする	県内・京阪神	特に規定なし
	中	中の基準に準ずる	中の基準に準ずる	規定なし	全員参加を原則とする	京阪神・東京	特に規定なし
	高	高の基準に準ずる	高の基準に準ずる	規定なし	全員参加を原則とする	九州・東京・北海道・沖縄	航空機の利用を認める 海外修学旅行を認める

◆鳥取県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小	市町村教育委員会の定める基準による							
中	市町村教育委員会の定める基準による							
高	4泊5日以内 海外は5泊6日以内	保護者の負担過重とならないよう必要最小限度とする	最終学年又はその前学年を原則とする	大多数の生徒が参加するものとする	日数、経費、安全及び学校の実態等を考慮し、あらかじめ計画された旅行目的が達成できるよう選定する	1学級につき2名が基準 1学級の場合4名、2学級の場合5名	国内：宿泊を伴うものについては、実施2週間前までに届出書を提出 計画を変更したいときは、直ちにその旨を届出 海外：新規・旅行地等変更は実施1年前までに計画書提出、実施4ヶ月前までに届出書提出 旅行地：韓国・中国等のアジア近隣諸国、オセアニア諸国（外国語科・コース）	
特別支援学校	小	1泊2日以内	保護者の負担過重とならないよう必要最小限度とする	最終学年又はその前学年を原則とする	全員参加を原則とする	日数、経費、安全及び学校の実態等を考慮し、あらかじめ計画された旅行目的が達成できるよう選定する	特別支援学校（盲・聾学校を除く）の場合、小学部、中学部及び高等部は、2名につき1名を原則とする（重度・重複障がいの児童・生徒を含む場合には、当該児童・生徒1人につき1名） 盲・聾学校の場合、小学部は6名までは2名、6名を超える場合は、その超える人員を3で除した数を加える。中学部は8名までは2名、8名を超える場合は、その超える人員を4で除した数を加える。高等部は10名までは2名とする。10名を超える場合は、その超える人員を5で除した数を加える。 いずれも1未満の端数を生じた場合は切り上げる。ただし、小学部、中学部及び高等部において、重度・重複障がいの児童・生徒を含む場合には、当該児童・生徒1人につき1名とする。	
	中	2泊3日以内	保護者の負担過重とならないよう必要最小限度とする	最終学年又はその前学年を原則とする	全員参加を原則とする			車（船）中泊は行わない
	高	4泊5日以内	保護者の負担過重とならないよう必要最小限度とする	最終学年又はその前学年を原則とする	全員参加を原則とする			車（船）中泊は行わない

◆島根県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	5泊6日以内 海外同じ	保護者の経済的負担を考慮すること	2～3学年が望ましい	全員参加を原則とする	基準なし	30名まで2名、30名増す毎に1名増員を原則とする	海外旅行は県教育委と協議
特別支援学校	小	1泊2日	保護者の経済的負担を考慮すること	規定なし	全員参加を原則とする	基準なし	児童・生徒の実態による
	中	3泊4日以内	保護者の経済的負担を考慮すること	規定なし	全員参加を原則とする	基準なし	児童・生徒の実態による
	高	5泊6日以内	保護者の経済的負担を考慮すること	規定なし	全員参加を原則とする	基準なし	児童・生徒の実態による 海外旅行は県教育委と協議

◆岡山県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	県市町村教育委員会の定める基準による					1学年1学級の時、30名まで3名、30名を超えれば4名	
中	県市町村教育委員会の定める基準による					1学年2学級以上の時、2学級で1学級が30名まで5名、30名を超えれば6名、3学級7名、4学級9名、以下1学級増すごとに1名増とする	
高	4泊5日以内 海外は5泊6日以内	保護者の負担過重にならないようにする	2年又は3年	80%		30名まで3名、1～25名増せば1名増	
特別支援学校	小	1泊2日以内	保護者の負担過重にならないようにする	原則として卒業学年	80%	規定なし	児童・生徒の実態に応じる
	中	2泊3日以内	保護者の負担過重にならないようにする	原則として卒業学年	80%	規定なし	児童・生徒の実態に応じる
	高	4泊5日以内 海外は5泊6日以内	保護者の負担過重にならないようにする	卒業学年またはその前年	80%	規定なし	児童・生徒の実態に応じる

◆広島県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中	市町教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年又はその前年とする	全員参加を原則に90%程度以上とする 定時制通信制は別途考慮する	規定なし	学級数×2+引率責任者1名を加えた数以内とする	海外修学旅行実施の場合、実施予定の前年度の7月末日までに計画書を提出する
県立高	4泊5日以内 海外も同じ	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年又はその前年とする		規定なし	この中に救急看護・保健衛生の担当者を加えること	
特別支援学校	小	1泊2日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年又はその前年とする	事情に応じて別途協議する	規定なし	別途考慮する
	中	3泊4日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年又はその前年とする	事情に応じて別途協議する	規定なし	別途考慮する
	高	4泊5日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年又はその前年とする	事情に応じて別途協議する	規定なし	別途考慮する 県立高に準ずる

◆山口県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	2泊3日以内	40,000円程度	実態として3年	全員参加が望ましい	関西以西	生徒が30人までは2人、30人を超える時は (生徒数-30)÷30+2名程度とする	海外修学旅行の場合、実施2ヶ月前までに承認申請書を委員会に提出承認を受ける
高	5泊6日以内	目的に必要とされる適正な額	実態として2年	80%以上	特に定めはない		
特別支援学校	小	1泊2日以内	18,000円程度	実態として6年	全員参加が望ましい	隣接県程度	児童生徒の心身の発達段階、男女の別、養護等の立場を考慮し、適切な人数とすること
	中	2泊3日以内	40,000円程度	実態として3年	全員参加が望ましい	関西以西	
	高	5泊6日以内	目的に必要とされる適正な額	実態として2、3年	80%以上	特に定めない	

◆徳島県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日を標準とする	経費の節減に努力すること	規定なし	原則、全員参加 少なくともその学年に在籍する生徒数の80%を超える者が参加できるよう配慮する	安全が確保でき、修学旅行の趣旨が十分達成できるとともに、経費的にも無理のない地域を選ぶこと	引率責任者と必要な教員数(1学級につき2名を標準とする)を確保するとともに養護教諭等の参加についても配慮する	往復を船車機中泊にすることは避ける
県立高	4泊5日を標準とする 海外は4泊5日を標準とする	経費の節減に努力すること	規定なし				往復を船車機中泊にすることは避ける
特別支援学校	小	1泊2日を標準とする	経費の節減に努力すること	原則、全員参加 少なくともその学年に在籍する生徒数の80%を超える者が参加できるよう配慮する ただし、その事情に応じて考慮すること	安全が確保でき、修学旅行の趣旨が十分達成できるとともに、経費的にも無理のない地域を選ぶこと	引率責任者と必要な教員数(1学級につき2名を標準とする)を確保するとともに養護教諭等の参加についても配慮する(児童・生徒の障害の状態にあった必要な教員数を確保する)	船車機中泊を避ける
	中	3泊4日を標準とする	経費の節減に努力すること				往復を船車機中泊にすることは避ける
	高	4泊5日を標準とする	経費の節減に努力すること				規定なし

※赤字は、前年度からの変更点

◆香川県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	保護者の負担軽減に努める	規定なし	規定なし	修学旅行の目標を十分達成できる地域を選び、計画・実施するものとする	学級数×1.5名+養護教諭	
高	4泊5日以内 海外4泊5日以内		規定なし	規定なし		30名につき1名+引率責任者、養護教諭	
特別支援学校	小	保護者の負担軽減に努める	6年又は5年	規定なし	修学旅行のねらいを十分達成できる地域を選び計画、実施するものとする。ただし、中学部においては近畿、中国、又は九州地方の地域、小学部においては、近畿、中国又は四国地方の地域に限る。高等部は高に準ずる	視覚障害、肢体不自由児；2名につき1名+養護教諭。知的障害、聴覚障害、病弱；4名につき1名+養護教諭（いずれも重複障害の場合は2名につき1名）、引率責任者	船中・車中泊は行なわないものとする
	中		3年又は2年	規定なし			
	高		高に準ずる	規定なし			

◆愛媛県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中	市町教育委員会の定める基準による						
教育 県立 中等 学校	前期課程 4泊5日以内		前期課程において1回	規定なし	規定なし	参加生徒数30名程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する 女子生徒が参加するときは相当数の女子教職員を含める	車船中泊を認める 外国への旅行を認める 航空機利用は教育委員会の承認を必要としない
	後期課程 5泊6日以内		後期課程において1回	規定なし	規定なし		
高	5泊6日以内、海外同じ (以下、後期課程、高校同じ)但し 特別な事情がある時は教育長と協議の上、当該限度を超えて実施することができる	国内、外国を問わず、その経費の上限を設けず、保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	参加生徒数30名程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する 女子生徒が参加するときは相当数の女子教職員を含める	車船中泊を認める 外国への旅行を認める 航空機利用は教育委員会の承認を必要としない
特別支援学校	小	原則 21,580円以内	在学中1回	規定なし	規定なし	児童・生徒5名程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する 女子児童・生徒参加の場合、相当数の女子教職員を含む	車船中泊を認める 外国への旅行を認める 航空機利用は教育委員会の承認を必要としない
	中	原則 57,720円以内	在学中1回	規定なし	規定なし		
	高	原則 107,810円以内	在学中1回	規定なし	規定なし		

※赤字は、前年度からの変更点

◆高知県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						航空機については規定なし
中	市町村教育委員会の定める基準による						航空機については規定なし
県立中	4泊5日以内	保護者の負担過重とならない必要 最小限度の額	規定なし	10分の9以上	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 参加生徒数20人以下の場合 引率教員2人までは県費から旅費を支給する(但し、連合で実施する場合、団長または養護教諭を派遣する学校以外は1人とする) 参加生徒21人以上40人以下の場合 引率教員3人までは県費から旅費を支給する 参加生徒が41人以上の場合 参加生徒数÷40×1.5人(1未満の端数は切り上げ) ※障害児学級生徒が参加する場合は1人の引率教員を加算できる	航空機については規定なし
高	5泊6日以内 海外は国内に準ずる	保護者の負担過重とならない必要 最小限度の額	規定なし	3分の2以上	規定なし	参加生徒数÷30(端数1未満は切り上げ)+1 100名につき1名増加できる	航空機については規定なし
特別支援学校	小	2泊3日以内	保護者の負担過重とならない必要 最小限度の額	規定なし	3分の2以上	特別支援学校(視覚障害、聴覚障害) 参加数÷5+1(1未満の端数は切り上げ) 特別支援学校(知的障害、肢体不自由、病弱) 参加数÷3+1(1未満の端数は切り上げ)	航空機については規定なし
	中	4泊5日以内	保護者の負担過重とならない必要 最小限度の額	規定なし	3分の2以上		航空機については規定なし
	高	5泊6日以内	保護者の負担過重とならない必要 最小限度の額	規定なし	3分の2以上		航空機については規定なし

※赤字は、前年度からの変更点

◆福岡県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	基準なし	保護者の経済的負担及び修学旅行の教育的効果を十分考慮して、 校長が定める必要最小限の額	規定なし	80%	基準なし	学級数×1.5 原則として3名を下回らない	県立中学校、中等教育学校は高校に準ずる
特別支援学校	小	保護者の経済的負担及び修学旅行の教育的効果を十分考慮して、 校長が定める必要最小限の額	規定なし	80%	基準なし	学級数×2.0 原則として3名を下回らない	
	中		規定なし	80%	基準なし		
	高		規定なし	80%	基準なし		

◆佐賀県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中	市町教育委員会の定める基準による						
県立中	高校に準ずる（「佐賀県立学校の修学旅行に関する実施基準」を適用する）						
高	5泊6日以内 (期間を超える場合教委と協議) 海外は、5泊6日以内	極力低廉になるよう努め、保護者の経済的負担に配慮する	在学中1回	規定なし	国内基準なし 海外は、政情の安定した近隣諸国・地域とする	30名につき1名+保健担当(30名未満2名以上) 団長は校長、副校長又は教頭(海外の保健担当者は原則として養護教諭)	
特別支援学校	小	高校に準ずる（「佐賀県立学校の修学旅行に関する実施基準」を適用する）					
	中						
	高						

◆長崎県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	原則高等学校基準に準じる ただし、旅費は75,000円程度を上限とする						
高	5泊6日以内 海外5泊6日以内	国内・韓国83,000円程度 中国122,000円程度を上限とする(旅券取得費用及び出入国税を除く)	規定なし	60%以上(休業日は40%以上)	国内は規定なし 海外は中国並びに韓国を原則とする	30名につき1名を基準とし、2名以上 (引率責任者は、原則として、国内は教頭、海外は校長)	
特別支援学校	小	特別支援教育就学奨励費負担金の限度額以内とする	規定なし	60%以上	海外旅行は認めない	児童生徒の実態により考慮	車船中泊については事情により認めるが、バス泊については認めない
	中						
	高						

◆熊本県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	63,000円を上限とする	規定なし	3分の2以上	国内	1学級：(学級数+1)～(学級数+2) 2学級以上：(学級数+2)～(学級数+3)	
高	国内、国外ともに、 5泊6日以内	国内は、85,000円を上限とする 国外は、韓国84,000円、 中国及び台湾105,000円を上限とする	規定なし	3分の2以上	国内は規定なし 国外は原則として韓国、 中国、台湾	1学級：3名 2～4学級：学級数+1～学級数+2 5学級以上：学級数+2	国内の航空機利用を認める(保護者の同意をうる) *県立学校の修学旅行に関する実施基準による
特別支援学校	小	特別支援教育就学奨励費負担金の支給額 を上限	規定なし	3分の2以上	九州(沖縄を除く)まで の範囲	1学級(学級数+1)～(学級数+2) 2学級以上(学級数+2)～(学級数+3)	国内の航空機利用を認める(保護者の同意をうる) *県立学校の修学旅行に関する実施基準による
	中		規定なし	3分の2以上	九州、山口及び広島まで の範囲		
	高	85,000円を上限	規定なし	3分の2以上	国内は規程なし 海外は原則として韓国、 中国、台湾	1学級(学級数+1)～(学級数+2) 2学級以上(学級数+2)～(学級数+3)	

◆大分県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	学校と保護者の間で十分協議するとともに、保護者の経済的負担及び修学旅行の教育的効果等を十分勘案し、必要最低限の額とする		原則80%以上	制限なし(関西以東及び海外の場合は4泊5日を認める)	引率責任者は原則として校長又は副校長としやむを得ない場合は校長等に代わるべき教員が当たる 参加生徒数に応じて定める	
高	4泊5日以内		最高学年又はその前年	原則70%以上	制限なし		
特別支援学校	小	学校と保護者の間で十分協議するとともに、保護者の経済的負担及び修学旅行の教育的効果等を十分勘案し、必要最低限の額とする	最高学年又はその前学年	原則80%以上	近県	引率責任者は原則として校長又は副校長としやむを得ない場合は校長等に代わるべき教員が当たる 参加生徒数に応じて定める 学校の特殊性を考慮して、さらに必要数の教員を加えることができる	
	中		最高学年又はその前学年	原則80%以上	関西以西(関西方面の場合4泊5日を認める)		
	高		4泊5日以内	最高学年又はその前学年	原則70%以上		制限なし

※赤字は、前年度からの変更点

◆宮崎県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	2泊3日以内	保護者の経済的負担が過重にならない金額	在学中1回		規定なし	引率責任者を除き、生徒1人～30人につき1人を上回らないこと	航空機利用は十分な合理性が認められる場合 海外修学旅行については、いくつかの条件を満たした場合に承認する また、申請書等は実施90日前までに提出する
中	3泊4日以内	保護者の経済的負担が過重にならない金額	在学中1回	原則として95%以上	規定なし		
育 中 等 学 校	前期：3泊4日以内 後期：6泊7日以内	保護者の経済的負担が過重にならない金額	前期1回 後期1回	前期：原則として95%以上 後期：原則として80%以上	規定なし		
高	6泊7日以内	保護者の経済的負担が過重にならない金額	在学中1回	原則として80%以上	規定なし		
特別 支 援 学 校	小	2泊3日以内	在学中1回	原則として全員参加	児童生徒の障がいの状態や発達段階、現在の健康状態等を十分考慮するとともに、教育的に意義のある目的地を選択	児童生徒の障がいの状態等に応じて各学校で適切に定める	航空機利用は十分な合理性が認められる場合 海外修学旅行については、いくつかの条件を満たした場合に承認する また、申請書等は実施90日前までに提出する
	中	3泊4日以内	在学中1回	原則として全員参加			
	高	4泊5日以内 海外は協議	在学中1回	原則として全員参加			

◆鹿児島県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	原則1泊2日以内	所属教育委員会と協議	規定なし	90%以上	規定なし	参加者の数に応じて(早い時期に)決定する引率責任者(校長又はそれに代わる者)、女子児童生徒がいる場合女子教員を加える、他、規定なし	航空機利用も可
中	原則3泊4日以内	所属教育委員会と協議	規定なし	90%以上	規定なし		航空機利用も可
高	原則5泊6日以内 海外は原則5泊6日以内	国内90,000円程度 韓国100,000円程度 中国・東南アジア(台湾を含む) 120,000円程度	規定なし	65%以上	規定なし		航空機利用も可 旅費について特別の事情がある場合は事前に県教委と十分協議すること
特別 支 援 学 校	小	小の基準に準ずる		規定なし	90%以上		小の基準に準ずる
	中	中の基準に準ずる		規定なし	90%以上		中の基準に準ずる
	高	高の基準に準ずる		規定なし	65%以上		高の基準に準ずる

◆沖縄県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日以内	保護者の経済的負担の軽減に努める	6年又は5年	90%以上	修学旅行のねらいや安全の確保、保護者の経済的負担等も十分考慮し決定すること	25名につき1名＋責任者＋養護教諭（配慮の必要な児童生徒に対して5名につき1名増員できる）	利用交通機関は学校の事情を十分考慮し、往復とも船舶又は航空機を利用することができるものとする
中	3泊4日以内 (但し船中泊は除く)	保護者の経済的負担の軽減に努める	3年又は2年	90%以上			
高	6泊7日（船中・航空機泊を除く） 海外同じ	保護者の経済的負担の軽減に努める	全日制：2年又は3年 定時制・通信制：3年	学年、学科、コース単位の実施で70%以上の参加が望ましい	海外もみとめる	30名につき1名	往復航空機利用可
特別支援学校	小	1泊2日以内	最高学年か又はその前学年	過半数以上ある場合に実施	県内	児童生徒3人につき1人（ただし、重複障害学級及び車椅子利用で全面介助を要する児童生徒1人につき1人）＋責任者＋養護教諭	宮古、八重山地区往復航空機利用可
	中	3泊4日以内 (船中泊を除く)	最高学年か又はその前学年	過半数以上ある場合に実施	九州圏域まで		往復航空機利用可
	高	4泊5日以内 (船中泊を除く)	最高学年か又はその前学年	過半数以上ある場合に実施	広域関東圏域まで		生徒5人につき1人（ただし、重複障害学級及び車椅子利用で全面介助を要する生徒1人につき1人）＋責任者＋養護教諭

※赤字は、前年度からの変更点

【政令指定都市】

●札幌市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日以内	21,600円以内	最終学年とする	全員参加を原則とする		人数規定はないが、学校の引率旅費については、修学旅行引率旅費基準による	車船中泊は避けること 利用交通機関は、鉄道、バス及びフェリー
中	3泊4日以内 (航空機利用は2泊3日以内)	2泊3日 60,500円以内 3泊4日 68,000円以内 (航空機利用は69,000円以内)	最終学年とする	全員参加を原則とする	道内、東北地方及び関東		車船中泊は避けること、利用交通機関は、鉄道、バス、フェリー及び航空機(航空機利用は2泊3日以内とし、69,000円を上限とする)
中等教育 学校	5泊6日以内 (機内泊1泊以内)	旅行日数等に応じ必要最小限にとどめる ただし海外は 4泊5日 157,400円以内 5泊6日 173,000円以内 (「燃油サーチャージ」を含めない)	後期課程とし学校において定めることとする	全員参加を原則とする	海外(アジア・オセアニア地域)		利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
高	5泊6日以内 (航空機利用は4泊5日以内) 海外は4泊5日以内 (機内泊1日以内) ただし、オセアニア地域の場合は教育長と協議の上、5泊6日まで延ばすことが可能		最終学年又はその前年度とする	全員参加を原則とする	日本国内または海外(アジア・オセアニア地域) ただし、海外で実施する場合には事前に教育長と協議する	車船中泊は2泊以内、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー	
特別支援学校	小 中 高	小学部、中学部及び高等部における修学旅行は、それぞれ小学校、中学校及び高等学校に準拠することを原則とする なお、児童生徒の障害の種類、程度等に応じたねらいを設定し、管理上十分配慮した計画を立案し、適切に実施するよう、万全を期すること					

●仙台市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	校長が適切と判断する日数とする	校長が適切と判断する金額とする	最高学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし	児童生徒40人以下の時は2人、40人を超えるときは、その超える数に対して、20人ごとに1人を加算した数を原則とする 引率教職員の中には救急看護の心得のある者を含める	実施計画の立案に当たり、この基準によりがたい時は、校長は、あらかじめ仙台市教育委員会と協議し、承認を受けるものとする
中	校長が適切と判断する日数とする	校長が適切と判断する金額とする	最高学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし		実施計画の立案に当たり、この基準によりがたい時は、校長は、あらかじめ仙台市教育委員会と協議し、承認を受けるものとする
高	校長が適切と判断する日数とする	国内 91,000円 海外 162,000円	最高学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし		海外修学旅行実施に当たっての基本方針等は別に定める
特別支援学校	小 中 高	小の基準に準ずる 中の基準に準ずる 高の基準に準ずる					

●さいたま市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日以内	目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して、適正な額とする	在学中1回に限り、最終学年又はその前学年において実施する	学年人数の85%を下らないものとする	規定なし	引率者の人数は、参加児童・生徒数15～30人に対し教員1人を基準とする	
中	2泊3日以内					引率者の数は、引率責任者及び養護担当教員は除き、参加児童生徒数15～30人に対し教員1人を基準とする	
高	国内 4泊5日以内 海外 4泊5日以内	目的の達成と保護者の経済的負担を十分に考慮し、低廉で適正な額とする	在学中1回に限り、中・高学年において実施する	学年人員の70%を下らないものとする	目的を達成できる諸外国とする	参加生徒15～30人に対して教員1人とする ただし、引率責任者及び保健責任者は別枠とすることができる	必要がある場合は実時間120時間を超えない範囲で車中泊1泊を加えることができる。 〔国内〕航空機利用の条件 (1)航空機の利用について、あらかじめ参加生徒及び保護者同意を得ること。 (2)航空機利用に伴う緊急事態に対応できる方策をあらかじめ講じておくこと。
特別支援学校	小	小の基準に準ずる				参加児童・生徒数5人に対し1人を原則とする	
	中	中の基準に準ずる				参加児童生徒数5人に対し教員1人を原則とする	
	高	高の基準に準ずる					

●千葉市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小	日帰り	保護者の負担過重とならない範囲	6年	原則として全員参加	規定なし	児童生徒30名につき1名		
中	1年(日帰り) 3年(2泊3日)	保護者の負担過重とならない範囲	1・3年	原則として全員参加	規定なし	児童生徒30名につき1名		
高	4泊5日以内	保護者の負担過重とならない範囲	規定なし	該当学年の在籍数の80%以上	規定なし	学級数×1.5+養護教諭又は保健衛生の心得のあるもの(引率責任者は除く)、8学級以上の学校においては、更に1名を加えることができる	車船中泊を連続することは避ける	
特別支援学校	小	小の基準に準ずる						
	中	中の基準に準ずる						
	高	高の基準に準ずる						

●横浜市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	泊数の規定は特に設けない	経費については保護者への経済的負担を十分考慮し、学校として説明責任を果たせる範囲内とする	最高学年	規定なし	規定なし	規定なし 適切な数(プログラム等による)	
中	泊数の規定は特に設けない		最高学年	規定なし	規定なし	規定なし 適切な数(プログラム等による)	航空機の利用を認める
高	泊数の規定は特に設けない 海外5泊6日以内		最終学年又はその前学年	規定なし	規定なし	規定なし 適切な数(プログラム等による)	航空機の利用を認める 海外の場合は、実施年度前々年度の6月までに 高校教育課に事前協議書を提出し協議を行う
特別支援学校	小	小の基準に準ずる					
	中	中の基準に準ずる					
	高	高の基準に準ずる					

●川崎市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日	18,300円	最高学年	原則として100%	日光等	20名につき1名	船車中泊原則避ける 鉄道・車および船舶以外の交通機関を使用する場合は、 教育委員会への申請・承認により利用可
中	2泊3日	66,000円	最高学年	原則として100%	京都、奈良等	20名につき1名	船車中泊原則避ける やむを得ない場合、車中泊1泊以内 鉄道・車および船舶以外の交通機関を使用する場合は、 教育委員会への申請・承認により利用可
高	4泊5日 海外5泊6日以内	114,500円 海外は、国内基準額と隔たりのない金額とし、保護者の過重負担を避けるよう十分考慮した金額	在学中1回	原則として100%	北海道南、関西、山陽、沖縄等 海外は、治安、衛生、交通機関などの状況が良好であり、学校や学科の教育目標や特色および生徒の実態に照らし、修学旅行のねらいが達成できる地域	20名につき1名	船車中泊原則避ける やむを得ない場合、車船中泊1泊以内、航空機利用可
特別支援学校	小	小の基準に準ずる					
	中	中の基準に準ずる					
	高	高の基準に準ずる					

●相模原市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	「『小学校、中学校、高等学校の遠足、修学旅行について』（昭和43年文部省通達）の趣旨踏まえて、児童・生徒の安全性及び保護者の経費負担に十分に配慮しなければならない」としている						
中							
高							
特別支援学校 小							
中							
高							

●新潟市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	日帰り 5・6学年2泊3日以内	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ること	宿泊を要する修学旅行は、 5・6学年とする	特に実施基準はない学校の裁量による	特に実施基準はない学校の裁量による	原則として1学級2人以内とし、これに養護教諭（又はこれに準ずる職員）及び責任者を加えた人数とする	宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る
中	日帰り 2・3学年2泊3日以内		宿泊を要する修学旅行は、 2・3学年とする				
高	5泊6日以内						
特別支援学校 小	小に準ずる						
中	中に準ずる						
高							

●静岡市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日～3泊4日程度	保護者の経済的負担を考慮し費用の節減を図ること	規定なし	原則として全員参加	目的を十分に踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連及び児童または生徒の安全面を十分考慮して決定する	引率者は、1学級につき教員2名以内で、責任者（校長、教頭又はこれに準ずる教員）、養護教諭（又はこれに準ずる教員）各1名が引率として加わる	海外を含む航空機利用の場合には所定の届出をする 車船中泊を含む場合には、生徒の健康・安全の確保に配慮し、全体として無理のない計画を作成するよう努める
中			規定なし	原則として全員参加			
高	規定なし		規定なし	原則として全員参加			
特別支援学校 小	該当校なし						
中							
高							

●浜松市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日～3泊4日程度	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ること				原則として1学級2人以内とし、これに養護教諭（又はこれに準ずる職員）及び責任者を加えた人数とする	【判断基準（昨年度の11/20から変更）】 ①静岡県ふじのくにシステム「6段階警戒レベル」においてレベル6（県内→外出禁止要請、県外→禁止の要請）の場合は見合わせる。 ②静岡県ふじのくにシステム「県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限」により、訪問先が「回避」の場合は見合わせる。
中	1泊2日～3泊4日程度						
高							
特別支援学校	小						
	中						
	高						

※赤字は、前年度からの変更点

●名古屋市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日以内	29,000円以内	6年	100%	各学校で選定	校長等引率責任者1名、及び別途定める基準による教員数を標準とする 他に養護教員等の保健関係者1名を加えることができる	
中	2泊3日以内	58,700円以内	3年	100%	各学校で選定		
高	3泊4日以内 海外の場合は4泊5日以内	80,000円以内 海外の場合は120,000円以内	全日制2年 定時制3年又は4年	100%	各学校で選定		
特別支援学校	小	29,000円以内		100%	各学校で選定	3名につき1名+校長+養護教諭 重度重複障害者が参加の場合は、その事情を勘案して増員できる	
	中	58,700円以内		100%	各学校で選定		
	高	3泊4日以内	80,000円以内		100%	各学校で選定	4名につき1名+校長+養護教諭 重度重複障害者が参加の場合は、その事情を勘案して増員できる

※赤字は、前年度からの変更点

●京都市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日	21,670円	6年	90%以上	規定なし	30名につき1名	車船中泊認めず 航空機の利用は認めない
中	2泊3日	57,300円、航空機利用校 60,300円	規定なし	90%以上	規定なし	30名につき1名	車船中泊認めず 航空機の利用は条件つきで認める
高	2泊3日	57,300円、航空機利用校 67,000円以内	規定なし	90%以上	規定なし 海外は、教育活動の特色を生かしたも のについては認める	全日制 20名につき1名 定時制 15名につき1名	車船中泊は1泊が限度 航空機の利用は条件つきで認める
	3泊4日	70,500円、航空機利用 80,000円					
	4泊5日	89,000円					
特別支援学校	小	小の基準に準ずる					
	中	中の基準に準ずる					
	高	高の基準に準ずる					

※赤字は、前年度からの変更点

●大阪市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	36時間(1泊2日程度)	18,000円程度	6年	原則として全員参加	近畿・中国地区内	学級数×2+2名	夜行列車の利用は認めない日没までに帰校すること
中	60時間以内ただし夜行便利 利用の場合は72時間以内	保護者の過重な負担になら ない範囲(50,000円程度と する)	特に定めず	原則として全員参加	東(関東地方) 西(九州地方までを原則とする)	学級数×2+2名程度	夜行の利用については、JR復路のみ、船片道のみとする 独自計画(航空機利用を含む)での実施を希望する場合は、計画 の段階で教育委員会と事前協議し、独自計画書を提出
高	4泊5日以内	72,000円程度 中国 120,000円程度 韓国 90,000円程度	特に定めず	原則として全員参加	国内は特に定めず 海外は原則として中国・韓国に限る	学級数×1.5+2名を標準 とする	航空機利用は実施 6ヵ月 前に計画書を提出する。 海外修学旅行は実施1年前までに計画書を提出し、教育委員会 の承認を得る
特別支援学校	小	特別支援学校はなし					
	中						
	高						

●堺市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	修学旅行実施基準は特に定めていない。 堺市立学校管理運営規則の中で計画の提出を義務づけている。 保護者の経済的負担を十分に考慮した適切な額とする						
中							
高							
特別支援学校	小	同上					
	中						
	高						

●神戸市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日以内	22,690円以内	規定なし	90%以上	規定なし	学級数×1.5+2名	
中	48時間以内 (上限60時間)	57,000円(航空機利用の場合60,000円以内)	規定なし	90%以上	規定なし	学級数×1.5+2名	航空機利用を認める
高	105時間以内 海外は120時間以内 バス利用時110時間以内	79,000円以内 海外は3割増し程度	規定なし	全日制は90%以上 定時制は70%以上	規定なし	学級数×1.5+2名	航空機利用を認める 海外修学旅行を計画する場合、実施1年前に市教委と協議し、3ヶ月前までに承認を受ける
特別支援学校	小	小の基準に準ずる					
	中	中の基準に準ずる					
	高	高の基準に準ずる					

※赤字は、前年度からの変更点

●岡山市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	1 個学年が 1 学級に編制されている場合、30 人以下 3 人、30 人を超えれば 4 人	
中	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	1 個学年 2 学級以上に編制されている場合、2 学級で 1 学級が 30 人以下 5 人、30 人を超えれば 6 人、3 学級 7 人、4 学級 9 人、5 学級 10 人、以下 1 学級増すごとに 1 人増とする	
高	県の基準に準じる 4 泊 5 日以内 海外は 5 泊 6 日以内	県の基準に準じる 保護者の負担過重にならない ようにする	県の基準に準じる 2 年又は 3 年	県の基準に準じる 80%		生徒 30 人までに 3 人、1~25 人までを増すごとに 1 人増とする	
特別 支援 学校	小	岡山市立特別支援学校は存在せず					
	中						
	高						

●広島市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1 泊 2 日以内	28,100 円 (消費税を含む)	原則として最終学年	全員参加を原則とする		23 名に 1 名 (他に責任者と養護各 1 名)	航空機を利用する旅行は計画しないこと
中	2 泊 3 日以内	53,600 円 (消費税含む)	原則として第 2 学年	全員参加を原則とする	教育効果及び児童生徒の健康状態・安全等を考慮して目的地を選び、無理のない計画を立てる	23 名に 1 名 (他に責任者と養護各 1 名)	航空機を利用する旅行は計画しないこと
高	4 泊 5 日以内 海外の場合は、事前に教育委員会担当課と協議を行い計画する	保護者の不安を配慮した適切な額とする	最終学年又はその前学年	全員参加を原則とする		28 名に 1 名 (他に責任者と養護各 1 名) 海外は、事前に教育委員会担当課と協議を行い、計画すること	海外修学旅行は実施予定の前年度の 4 月末日までに計画がある旨を文書で申し出ること
中等 学校 教育	4 泊 5 泊以内 海外の場合(後期)高等学校と同じ	保護者の不安を配慮した適切な額とする	最終学年又はその前学年	全員参加を原則とする		前期：23 名につき 1 名 後期：28 名につき 1 名	後期：海外修学旅行は実施予定の前年度の 4 月末日までに計画がある旨を文書で申し出ること
特別 支援 学校	小	1 泊 2 日以内	原則として最終学年	全員参加を原則とする	教育効果及び児童生徒の健康状態・安全等を考慮して目的地を選び無理のない計画を立てる 又、児童生徒の障害の状態を考慮して計画を立てる	2 名につき 1 名を基準として参加児童・生徒の実態に応じて計画すること	航空機を利用する旅行は計画しないこと。
	中	2 泊 3 日以内	原則として最終学年	全員参加を原則とする			航空機を利用する旅行は計画しないこと。
	高	4 泊 5 日以内 海外：高等学校と同じ	おおむね高の場合を めやすとする	最終学年又はその前学年			全員参加を原則とする

※赤字は、前年度からの変更点

●北九州市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)	
小	1泊2日	大分方面 25,631円以内 長崎方面 26,685円以内 市内泊コース 26,576円以内	6年	原則として全員参加	大分方面 長崎方面 市内泊(県内)	学級数(普通学級+特別支援学級)×1.8(3人を下回らない)		
中	2泊3日	関西方面 58,364円以内	3年	原則として全員参加	関西	学級数(普通学級+特別支援学級)×1.5		
高	5泊6日	県立高等学校の規定と同様	2年	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様		
特別支援学校	小	小学校に準拠					学級数×1.8	
	中	中学校に準拠					学級数×1.5	
	高	高等学校に準拠						

※赤字は、前年度からの変更点

●福岡市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	1泊2日	21,000円以内を標準	規定はないが6年	100%	特になし	学級数×1.5+2(校長を含む) ただし、その総数が3名を下らない	車船中泊は認めない
中	2泊3日以内 海外船中泊の場合は 3泊4日以内	52,500円以内を標準 (海外57,000円以内)	規定はないが2年	100%	特になし	学級数×1.5+2(校長を含む) ただし、その総数が3名を下らない	海外の航空機の利用を認めない
高	5泊6日以内 海外5泊6日以内	特になし	規定はないが3年又は 2年	80%	特になし	学級数×1.5+1(校長を含む) ただし、その総数が3名を下らない	航空機の利用を認める 海外は、実施1年前までに市教委に実施計画書を提出し、6か月前までに実施協議書による協議を行う(但し継続実施等により実績のある国[地域]については、上記実施計画書の提出及び実施協議書による協議を要しない)
特別支援学校	小	21,000円以内を標準	規定はないが6年	100%	特になし	学級数×2.0(校長を含む)	
	中	52,500円以内を標準	規定はないが3年	100%	特になし	学級数×2.0(校長を含む)	
	高	77,000円程度	規定はないが3年又は 2年	100%	特になし	学級数×2.0(校長を含む)	

●熊本市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用・小遣い制限等)
小	熊本市教育委員会の定める基準による						
中	熊本市教育委員会の定める基準による						
高	5泊6日以内 海外は5泊6日以内 ※変更検討中	国内：79,000円程度 海外：韓国80,000円、中国 及び台湾100,000円程度	規定なし	3分の2以上	国内は規定なし 海外は原則として韓国、中国及び台湾	1学級3名 2～4学級は学級数+1～学級数+2 5学級以上は学級数+2	国内の航空機利用を認める（保護者の同意をうる）
特別 支援 学校	小	保護者の経済的負担等を考 慮して決定する	規定なし	3分の2以上	国内とするが、児童生徒の心身の負担を考 慮して選定する	1学級2～3名 2学級4～6名 3学級6～9名	
	中		規定なし	3分の2以上			
	高		規定なし	3分の2以上			国内の航空機利用を認める（保護者の同意をうる）